

別表5

山陰海岸景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 		
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮蔽すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な海岸線の景観を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区にあつては、屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)								
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限に抑えること。 <p>・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 <p>・左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合
	有彩色の色相	彩 度										
	0.1R~10R	2以下										
	0.1YR~5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下											
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 											
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。ただし、敷地面積が10平方メートル以下である場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 										
	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 											
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・急斜面は避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 									

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大なり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 		
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 		
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 		

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)							
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の <small>たい</small> 堆積	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界から十分間隔をとること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 								
	遮 蔽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展望地等から堆積されている物件が見えないよう遮蔽すること。 ・ 遮蔽は、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・ 塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮蔽を行う場合、そのペースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="400 506 762 748"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。
有彩色の色相	彩 度										
0.1R~10R	2以下										
0.1YR~5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の対象物を照射するものであること。 ・ 対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 								